

第4章 分野別施策の現状と課題 及び目指すべき方向

第 1 節 生活支援体制の充実

<分野別施策の方向>	生活支援体制の充実
<分野別施策の展開>	(1) 相談支援体制の推進 (2) 福祉サービスの充実

<分野別施策の展開 その 1 >

(1) 相談支援体制の推進

<現状>

本市では、障害者(児)の個別ケースの相談については、地域生活支援事業の中の相談支援事業として取り組んでいます。

身体障害、知的障害の相談につきましては、指定相談事業者である「あいのかわ福祉会」及び「太陽の里」に委託しており、精神障害の相談につきましては、やはり指定相談事業者である「那須フロンティア」に委託しております。相談者は、無料で相談を受けることができ、電話相談、訪問を受けての相談、施設に来所しての相談等、個別のケースにより様々な相談形態に応じています。

平成 17 年度の相談件数は、身体障害及び知的障害に関する相談が 1, 835 件、精神障害に関する相談が 1, 627 件であり、多くの障害者(児)がこの相談支援事業を利用しております。

また、障害者福祉の助成制度等に関する様々な手続きについては、申請手続きの簡素化、手続きに要する期間の早さ等が求められています。

<課題>

障害者(児)の相談は、その障害種別や障害程度、家庭環境によって様々であります。障害者(児)やその保護者のかたは、障害者福祉の制度の内容、どんなサービスを利用すべきなのか、サービスを利用する際にどの事業所が障害者(児)にあっているのか等、総合的な情報提供・相談窓口を求めています。

また、相談したいけれども、どこに相談すればよいか分からないというケースも考えられます。

行政、社会福祉協議会、関係機関、相談支援事業委託業者等の連携を深め、情報を収集、集約する体制を整備して、総合的な情報提供・相談機能を備えたネットワークをつくりあげる必要があります。

＜目指すべき方向＞

障害者(児)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠となります。

このため、地域の実情に精通した中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため事業者及び就労、教育、保健・医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を活用して相談支援体制を確立します。

また、障害福祉サービス等の具体的な数値目標は「那須塩原市障害福祉計画」に定め、実現を目指します。

①相談窓口の充実

障害者が利用しやすい相談体制を整備するため、わかりやすく迅速な窓口業務と手続きの簡便化の充実に努めます。

また、障害者の身近な相談窓口である民生・児童委員等の地域リーダーを中心に、住民参加の地域ケアを進め、福祉制度等に関する情報を市と社会福祉協議会が中心となり、障害者に提供しこれまで以上の利用を促進します。

②相談・情報拠点の整備

支援を必要とする障害者と、そのニーズを充分把握し、ニーズに応じた情報をわかりやすく提供するために、相談・情報の拠点となる相談支援事業委託事業所「あいのかわ福祉会」「太陽の里」「那須フロンティア」の連携強化に努め、福祉・保健・医療の情報の収集・集約が円滑になるよう努めます。

<分野別施策の展開 その2>

(2) 福祉サービスの充実

<現状>

障害者（児）が地域で自立した生活をおくることを支援するため、平成15年度に支援費制度が施行されましたが、障害の種類を越えて一元的に福祉サービス等を提供するため、平成18年度からは「障害者自立支援法」に基づくサービスの提供が始まりました。

このようななかで本市では、障害者（児）のニーズに対応した自立支援を行うため、地域の社会資源を積極的に活用しながらサービスの提供支援を行なっております。

具体的には、障害者自立支援法に基づいて下記の福祉サービスの支援に取り組んでいます。（原則として、利用者の自己負担があります）

- ① 障害者自立支援法によって支援することが定められている福祉サービス（障害福祉サービス）の費用助成。
- ② 障害のある人が医療サービスを受ける場合、その障害の程度等によって医療費の支給を行う。（自立支援医療の支給）
- ③ 障害のある人に対する補装具の交付。
- ④ 障害者自立支援法に支援が定められている障害福祉サービス以外で、市が必要な福祉サービスメニューを選択して行う「地域生活支援事業」の実施。

また、障害者（児）が今後利用したいと考えている福祉サービスを把握することは、本市の障害者福祉の方向性を決定するうえで重要なことといえます。

障害者福祉に関するニーズ調査によると、あなたが今後利用したい福祉サービスについて下記の4つが高い割合を占めています。

- ① 「相談支援事業」 9.8%
- ② 在宅で訪問サービスの利用を希望する「ホームヘルプ」「外出時の移動支援」「訪問入浴」 8.1%
- ③ 在宅の障害者（児）の介護者が病気等の場合の障害者（児）緊急入所「短期入所」 10.2%
- ④ 社会的に自立するための様々な訓練、福祉的就労 「自立訓練」「一般就労訓練」「福祉的就労」 19%

社会的に自立するための訓練、就労の場の確保、障害者（児）が在宅で生活するためのサービス、障害者が生活していくうえでの各種相談が今後望まれているサービスであると考えられます。

なお、同じく障害者福祉に関するニーズ調査において‘あなたは今後どのような生活を望みますか’という質問に対して75.3%の人が自宅で家族又はヘルパー等の介護を受けながら又は単身で生活したいという結果がでています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 あなたが今後利用したいと思うサービスは何ですか。

No.	カテゴリ	比率
1	相談支援事業(様々な相談)	9.8%
2	ホームヘルプ(自宅で入浴、排泄、食事などの介助)	2.1%
3	外出時の移動の介護支援など	4.7%
4	訪問入浴(訪問入浴車による家庭での入浴サービス)	1.3%
5	生活介護(常に介護が必要な人に施設で入浴や排泄、食事など 活動の場の提供)	3.8%
6	児童ディサービス(障害児が施設に通い、日常生活や集団生活への適応訓練)	6.9%
7	自立訓練(自立した日常生活や社会生活ができるように生活能力向上の訓練)	8.6%
8	一般就労に向けた訓練(一般企業に就職するための訓練)	4.3%
9	福祉的就労(一般企業以外で働く場の提供)	6.1%
10	短期入所(家で介護を行なう人が病気等の場合、短期間施設に入所する。)	10.2%
11	施設に入所して介護サービスを受ける	2.4%
12	障害を持つ人同士の共同生活(介護有り ケアホーム)	3.4%
13	障害を持つ人同士の共同生活(介護無し グループホーム)	3.6%
14	地域活動支援センター(生活的活動と社会参加事業を一体的に実施する)	4.1%
15	福祉タクシー利用券の公共交通機関利用助成給付	7.8%
16	補装具又は日常生活具の給付等	6.3%
17	コミュニケーション支援事業(聴覚等の障害者に手話通訳者等の派遣を行なう)	0.8%
18	自立支援医療(旧更生医療又は旧精神通院公費制度)	5.6%
19	安全な生活を送るための緊急通報システム	7.2%
20	その他()	0.8%

問 あなたは、今後どこでどのように生活したいですか。

No.	カテゴリ	比率
1	単身で生活	9.1%
2	自宅で家族の世話を受けて生活	25.4%
3	自宅でホームヘルパー等を活用して生活	4.9%
4	自宅で施設通所しながら生活	35.9%
5	障害を持つ人との共同生活	11.8%
6	施設入所	9.8%
7	その他	3.1%

<課題>

本市では、今後も障害者(児)や介護者の高齢化や核家族化の進行が進むものと思われま。

障害者福祉に関するニーズ調査では障害者(児)の75.3%の人が、将来的に自宅で生活したいと考えていることから、障害者(児)が自宅での生活を望んでいるながらも障害者(児)を支援すべき介護者の高齢化や核家族化によって、訪問系サービス(※)及び日中活動系福祉サービス(※)に対するニーズが一層高まってくると予想されます。

また、本市では障害者(児)数が身体障害、知的障害、精神障害とも増加傾向にあります。施設入所や長期入院から地域生活へ障害者(児)を移行させることが国の方針となっております。

こうしたことから、訪問系サービス及び日中活動系福祉サービスの充実を図る必要があるといえます。

さらに、市の特性や状況に応じて独自の福祉サービスを提供できる地域生活支援事業について、過不足のない福祉サービスができるよう那須塩原市自立支援協議会において充分検討していく必要があります。

※訪問系サービス

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスのうち、在宅で訪問を受けたり、施設に通所して利用する福祉サービス。

※日中活動系福祉サービス

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスのうち、入所施設等で昼間の活動を支援する福祉サービス。社会的に自立するための訓練も含む。

＜目指すべき方向＞

障害者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護サービス、行動援護サービス等の日中活動系福祉サービスを充実させます。

また、障害者(児)が求める福祉サービスは、その障害特性や程度によって様々であり、訪問系サービス及び日中活動系福祉サービスだけではなく、障害者自立支援法の施行に伴う福祉サービスの充実とともに、必要なサービスを必要な時に、必要な量を受けられるようにサービスを質的、量的に確保することが必要となります。

特に、市が独自のサービスを提供できる地域生活支援事業は、障害者自立支援法に支援することが定められている福祉サービス以外に必要な福祉サービスを提供するものです。

地域生活支援事業については、那須塩原市自立支援協議会において毎年度検証のうえ新規事業の追加又は削除について慎重に検討していく必要があります。

なお、障害福祉サービス等の具体的な数値目標は「那須塩原市障害福祉計画」に定め、実現を目指します。

参考として、次のとおり本市が取り組む主な福祉サービスについてまとめました。

①. 介護給付の提供

ア. 居宅介護（ホームヘルプ）の提供

身体に障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人で日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる「居宅介護（ホームヘルプサービス）」の提供を行います。

さらに、事業の周知を図り、利用の拡大に努めます。

イ. 重度訪問介護の提供

重度の肢体不自由者を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスである「重度訪問介護」の提供を行います。

ウ. 行動援護の提供

知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して行動の際に生じえる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護など「行動援護」サービスの提供を行います。

エ. 療養介護の提供

主として日中に病院などの施設で行なわれる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行う「療養介護」の提供を行います。

オ. 生活介護の提供

常時介護を要する障害のある人を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会の提供などを行う「生活介護」の提供を行います。

カ. 短期入所サービスの提供

介護者が病気の場合などにおける障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行う「短期入所（ショートステイ）」の提供を行います。

キ. 重度障害者等包括支援の推進

常時介護を要する重度障害のある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。

ク. 共同生活介護の提供

共同生活介護を営む住居における入浴、排せつ、食事の介護などを行う「共同生活介護（ケアホーム）」の提供を行います。

ケ. 施設入所支援の提供

施設入所者を対象に、主として夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護などを行う「施設入所支援」を提供します。

コ. 児童ディサービスの提供

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある児童を対象として、個別プログラムを作成し指導・訓練を行うとともに保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するとともに、日常生活における基本的な動作の指導および集団への適応訓練を行うなど関係機関との連携を図っていきます。

②. 訓練等給付の提供

ア. 自立訓練の提供

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練などを行う「自立訓練」を提供します。

イ. 就労移行支援の提供

一般企業等の就労を希望する障害者に生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い一般企業等への就労に結びつくよう支援していきます。

ウ. 就労継続支援A型（雇用型）の提供

一般企業等に雇用されることが困難な障害者に、事業所において雇用契約に基づく生産活動その他の活動機会を提供をし、その知識及び能力の向上に必要な訓練等を行い、この経験を活かし一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行います。

エ. 就労継続支援B型（非雇用型）の充実

就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の対象にならない者を対象として、雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった障害者について段階的に就労への移行に向けた支援を行います。

オ. 共同生活援助の提供

就労しているまたは就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者を対象に、家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動にかかる事業所等の関係機関との連絡調整を行うことで、身近な地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援していきます。

③. 自立支援医療の提供

これまでの更生医療、育成医療、精神通院医療が一本化され「自立支援医療」となり、一定の所得を超える方は対象外となり、所得等に応じて月額上限額を設けています。認定された方には「自立支援医療受給者証」を交付し、指定医療機関で「自立支援医療受給者証」を提示して受診できます。

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割と入院時の食費が自己負担となりますが、低所得世帯や育成医療の世帯、病状が「重度かつ継続」となる方については、負担軽減措置が設けており、障害者の適正医療の普及と機能回復等のために制度の周知と普及に努めていきます。

④. 補装具の充実

これまで所得税額に応じた応能負担で給付されてきた補装具の給付が平成 18 年 10 月から変更となり、原則 1 割の自己負担と所得制限が導入されました。

それぞれの障害個別に対応して設計、加工されたものであり、身体機能を補完しかつ長期間にわたり継続して使用するものであるため、交付または、その修理を行う際は、更生相談所等の意見を基に、利用者が適切な業者の選定に必要な情報提供を行います。

⑤. 地域生活支援事業

ア. 相談支援の充実

障害者や家族等の相談に対する支援体制の充実を図るため、市と相談支援事業者等を中心とした相談体制とケアマネジメント体制の構築に努めます。

こうした相談支援事業を効果的に実施するため、地域において障害者を支援するネットワークを構築し、中立・公正な相談支援が実施できるよう地域自立支援協議会を設置するとともに地域の関係機関との連携強化や社会資源の開発・改善等に努めるとともに、窓口の一本化を図り相談者等への負担の軽減に努めます。

イ. コミュニケーション支援の充実

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者を対象に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣するとともにコーディネーター設置に向けた検討をしていきます。

ウ. 日常生活用具の充実

在宅の重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与し日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するため便宜を図り、6 種の用具を給付または貸与が円滑に行えるよう広報の充実とともに情報提供を行い、その福祉の増進に努めていきます。

その際、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に利用者に適正な日常生活用具を給付または、貸与するとともに、判断等が困難な場合には身体障害者更生相談所に相談を求めています。

また、福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上のため、研修の充実を図ります。

エ. 移動支援の充実

屋外での移動が困難な障害者（重度訪問介護や行動援助利用者以外）を対象に、自立した生活や社会参加のための移動を支援します。

移動支援の形態としては個別支援型、グループ支援型、車両移送型があり、利用者の状況に応じた柔軟な体制で取り組んでいきます。

オ. 地域活動支援センターの充実

障害者の通所により、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り障害者の自立に向けた取り組みを推進します。

カ. 日中一時支援事業の充実

障害者等の日中の活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息や負担の軽減を図るとともに障害者等の社会適応訓練等の支援を図ります。

キ. 自動車改造費費用助成事業

就労等のため重度の身体障害者が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する際の改造費用について助成します。

ク. 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人であり、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、市の判断により、ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、必要な支援（生活介助・家事支援）を行います。

ケ. 経過的ディサービス事業

平成18年10月に地域活動支援センターに移行することが困難なディサービス事業所が移行するまでの間、利用者に対して継続してディサービスを提供します。

コ. 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人を対象に、現に住居を求めている障害のある人につき低額な料金で居宅やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行なうことにより、障害のある人の地域生活を支援します。

第 2 節 教育・育成体制の充実

<分野別施策の方向>	教育・育成体制の充実
<分野別施策の展開>	障害児への教育支援体制強化

<分野別施策の展開>

(1) 障害児への教育支援体制強化

<現状>

本市には、障害児の早期からの療育の場として、なすの園（こども発達支援センター）、こどものへやぽけっと（民間療育施設）、子供発達支援広場オアシス（発達障害児療育施設）等があります。

本市の保育園における障害児の受け入れについては、保護者が就労しており、集団保育が可能と思われる場合、市内の全保育園で受け入れをおこなっています。

なお、受け入れに際しては、保護者から医師の診断書又は意見書等の提出を義務付けており、必要な場合は、児童一人に対し0.5人の保育士を加配することとしております。

平成18年12月1日現在の保育園における障害児受け入れ実績は、市内20の保育園のうち18の保育園で受け入れており、障害児受け入れ数は市内保育園児数2,189人のうち55人で約2.5%となっております。

放課後児童クラブ（※）の障害児の受け入れについては、保育園における障害児受け入れと同じように医師の診断書又は意見書等によって集団保育が可能かどうかを総合的に判断し、必要に応じて指導員の加配を行います。

平成18年5月1日現在の放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ実績は、市内21クラブのうち12クラブで障害児を受け入れており、障害児の受け入れ数は市内放課後児童クラブを利用している児童数957人のうち20人で約2.1%となっております。

また、特別な配慮の下に行われる教育の場として、小・中学校に特殊学級が設置されており、そのほかに様々な障害の種類・程度を持つ障害児に対する教育の場として那須塩原市に設置されている県立那須養護学校が活用されています。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査「あなたが必要と思う教育施策はなんですか」という質問に対して回答率が高かった第1位が「障害児の就学、教育相談」、第2位が「放課後児童保育」第3位に「障害のある子と無い子の統合教育」という結果がでております。

※放課後児童クラブ

仕事や病気又は出産等により昼間保護者が家にいない家庭の子供（原則小学校3年生以下）を放課後や長期休業日又は土曜日に預かって、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る制度。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 あなたが必要と思う教育施策は次のうちどれですか。

No.	カテゴリ	比率
1	障害児の就学、教育相談	20.4%
2	家庭から学校までの通学手段	14.4%
3	放課後児童保育	17.2%
4	通常の学級における個別的な教育プログラム	9.1%
5	障害のある子と無い子の統合教育	16.7%
6	養護学校における個別的な教育プログラム	12.5%
7	学区内の学校への通学	7.8%
8	その他()	1.8%

<課題>

障害者福祉に関するニーズ調査の‘あなたが必要と思う教育施策は何ですか’という質問に対する回答率が高い第1位が「障害児の就学、教育相談」になりますが、保護者に対して障害児教育に関する情報を適切に提供し、児童の障害の種類や程度に応じた適正な就学指導ができるよう、就学に関する相談・支援体制の充実を図っていくことが必要です。

同じく、「障害のある子と無い子の統合教育」と回答した人が16.7%で、第3位の回答率を占めましたが、就学前教育及び学校教育では通常の学級で障害のない子と共に生活し、学びたいという要望が高まっており、これに対する受け入れ態勢を整備検討していく必要があります。

<目指すべき方向>

ノーマライゼーションの理念から障害のあるなしに関わらず、全ての子どもがともに教育を受けられるよう、特別な支援の必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握しながら、適切な教育的支援を行なうことが必要です。

そして、障害のある子どもに対する教育・育成においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送れるよう、社会的に自立するための生きる力を身につけることが最も重要なこととなります。

①就学相談体制の整備

具体的な施策としては、まず、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じた就学を進めるため、本人、保護者の意向を最大限に尊重しながら適切な就学相談体制の整備に努めます。

②障害児への療育体制の充実

障害の早期発見から速やかに療育へ移行できる体制の整備に努め、障害のある子どもができるだけ早い段階で適切な対応が受けられるよう、医療・教育等の障害のある子どもに関わる各機関との連携を深めて、療育体制の充実を図ります。

さらに、障害児が将来社会的に自立するための力を身につけるため、障害児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな教育的支援の充実に努めます。

そして、市内の保育園、放課後児童クラブ、学校等で障害のある子どもが障害の無い子どもたちと共に学び生活できるよう環境整備を推進します。

第3節 雇用・就業の促進

<分野別施策の方向>	雇用・就業の促進
<分野別施策の展開>	障害者の雇用の拡大

<分野別施策の展開>

(1) 障害者雇用の拡大

<現状>

雇用・就業は、障害者の自立及び社会参加のなかでも大変重要で、その能力を最大限発揮し、社会経済活動に参加することは障害者だけに限らず、地域社会にとっても有益なことです。

働くことによって社会に貢献できるよう、障害特性を踏まえた就労促進のための環境整備を図ることが必要です。

国における障害者の雇用対策としては「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、各種の施策が講じられていますが、障害に対する事業主の理解不足や障害者の雇用数の少なさが見受けられます。

また、一般の企業に雇用されることが困難な障害者については福祉的就労の場である授産施設等において就労することができます。

本市における福祉的就労(※)の場としては、「セルフくろいそ」、「ワークス共育」、「セルフあじさい」、「心の里」「つくし共同作業所」、「ふれあいの森」、「ホリデー」の7つの施設があります。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査によると、何らかの形態で働いている人のうち「一般就労者」が7.8%、「福祉的就労者」が15.5%となっています。

(※) 福祉的就労

知的障害者授産施設、身体障害者授産施設、小規模作業所等で何らかの生産活動に従事することをいう。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 あなたは現在働いていますか。

No.	カテゴリ	比率
1	一般就労	7.8%
2	福祉的就労(一般企業以外で働く)	15.5%
3	働いていない	76.7%

<課題>

就労したいと考えている障害者(児)の就労の場や職業訓練の場をニーズや就業形態に応じて確保していく必要があります。

一般就労に関しては、公共職業安定所との連携を深め、障害者に対する雇用相談や事業主に対する障害者雇用促進のための啓発活動を強化していくことが課題です。

また、福祉的就労については障害者の障害特性や程度に応じた生産活動メニューを充実させる必要があります。

<目指すべき方向>

障害のある人が就労を通じて積極的に社会参加して経済的な基盤を確立したうえで自立した生活をおくるためには、障害者自身の持てる力が十分に発揮されるように多様な働き方ができるような体制を整備する必要があります。

また、‘あなたが必要と考える就労対策はどれですか’という質問に対して「公共職業安定所(ハローワーク)の障害者雇用相談等の充実」12.8%、「企業就労への推進」7.8%「事業者の障害への理解を深める」19%、「職場仲間の理解を深める」13%と合わせて52.6%と半数を超えており、一般企業への就労対策を推進する必要があります。

そのため、障害者に対する職業訓練や雇用相談を充実させるとともに、関係機関や一般企業等の連携を図り、一般雇用はもちろんのこと、福祉的就労の促進に努めるなど、障害者の雇用機会の拡大に努めます。

①障害者雇用に関する啓発及び情報発信

具体的な施策としては、まず、公共職業安定所などの雇用関係機関と連携し、障害者への理解と雇用拡大に関する啓発を促進します。

また、障害者自立支援法に基づく「就労移行支援」、「就労継続支援A型(雇用型)」、「就労継続支援B型(非雇用型)」等の職業訓練に関する障害福祉サービスを提供する事業所の拡大と障害者に対するこれらの情報提供に努めます。

②福祉的就労の場の充実

授産施設等福祉的就労の場は、障害者の働く場でもあり、日中の活動の場ともなっていることから、施設の運営について様々な支援を検討します。

さらに利用者や利用者の家族のニーズを把握しながら障害者の一人ひとりの能力向上への取り組みを支援します。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 あなたが必要と考える就労対策は次のうちどれですか。

No.	カテゴリ	比率
1	公共職業安定所(ハローワーク)の障害者雇用相談等の充実(一般企業就労相談)	12.8%
2	企業就労への推進	7.8%
3	障害者の職業相談の場の確保(一般企業以外での就労相談)	13.2%
4	事業者の障害への理解を深める	19.0%
5	職場仲間の理解を深める	13.0%
6	職業訓練の場の充実	11.0%
7	一般企業ではない福祉的就労の場を増やす	20.3%
8	その他()	2.8%

第4節 生活環境の整備

＜分野別施策の方向＞	生活環境の充実
＜分野別施策の展開＞	(1) 障害者(児)にやさしいまちの実現 (2) 防災、防犯対策の充実

＜分野別施策の展開＞

(1) 障害者(児)にやさしいまちの実現

＜現状＞

障害者(児)のみならず高齢者、低年齢者等すべての人が安心して生活し、社会参加できるように生活環境を整備することは重要な行政施策のひとつであります。

国では、病院等の不特定多数の人が利用する建築物に対して障害者等が円滑に利用できるよう配慮する義務を課した「ハートビル法(※)」や鉄道、バス会社等の交通事業者に対しては「交通バリアフリー法(※)」を制定しており、福祉のまちづくりを推進しています。

但し、那須塩原市総合計画策定時のアンケート調査では、まちのバリアフリー(※)化の状況に関する満足度で「満足している」が各世代とも23%以下と低い状況にあります。

また、障害者福祉に関するニーズ調査では‘外出の際にどのようなことで困りますか’という質問で、障害者用トイレ数についての満足度が低いという結果がでております。

さらに、地域福祉計画に係る市民意識調査では‘仮にあなたが介護を必要とする状態になったときにどのように過ごしたいですか’という質問について、自宅で過ごしたいという回答が49.8%と高い割合を占めているように、障害者が地域で生活していくうえで、その基点となる住宅の整備が必要不可欠といえます。

障害があっても自立生活が可能なバリアフリー化された住宅は、福祉のまちづくりを支える地域資源としても重要なものです。

※ハートビル法

正式名称は「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(1994年6月成立)。この法律の内容は、病院、劇場、観覧場など不特定多数の人が利用する特定建築物を構築しようとするものに対して、その出入り口、廊下、階段などについて高齢者、身体障害者などが円滑に利用できるようにするための努力義務を課している。

※交通バリアフリー法

正式名称は「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（2000年5月に成立）。この法律は、鉄道、バス、航空会社などの交通事業者に対し、「新設、改良の駅にはエレベーター、エスカレーターを設置する」「誘導・警告ブロックを敷設する」「障害者用トイレを設置する」などを義務づけている。

※バリアフリー

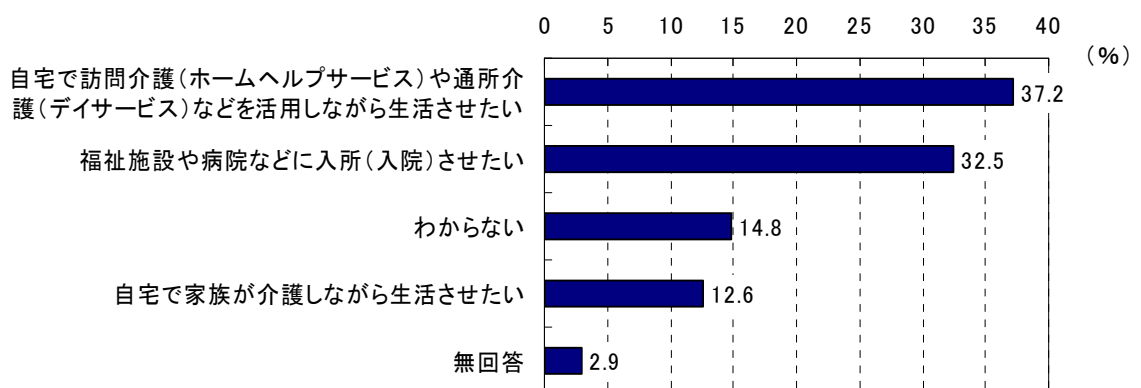
障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障害の除去をいうことが多いが、より広く障害者（児）の社会参加を困難にしている社会的、制度、心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられている。

那須塩原市地域福祉計画に係る市民意識調査 平成 18 年 11 月

自分に介護が必要となったとき（SA）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	自宅で家族に介護してもらい生活したい	99	12.6
2	自宅で訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）などを活用しながら生活したい	293	37.2
3	福祉施設や病院などに入所（入院）したい	256	32.5
4	わからない	117	14.8
	無回答	23	2.9
	サンプル数（%ベース）	788	100

問23 自分に介護が必要になったとき（単数回答） n=788



障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 外出の際、どのようなことで困りますか。

No.	カテゴリ	比率
1	歩道が狭い	11.0%
2	道路に段差が多い	14.8%
3	日常、立ち寄る建物に段差が多い	8.5%
5	障害者用トイレが少ない	22.3%
6	点字ブロックが少ない	2.2%
7	気軽に助けてくれる人が少ない	19.5%
8	外出を支援する人的サービスが少ない	17.0%
9	その他()	4.7%

<課題>

①障害者(児)にやさしいまちづくり

障害者(児)の視点及び障害をもたない人の視点からのまちづくり、又、本市全体のまちづくり計画（那須塩原市総合計画、都市計画マスタープラン等）との整合性等を考慮しながら計画的・段階的にバリアフリーのまちづくりを推進していくことが重要となります。

また、交通事業者をはじめとする関係機関に対して、障害者（児）に配慮した対策を実施するよう要請していく必要があります。

さらに、建築物に関しては「ハートビル法」等の理念の普及啓発に取り組み、特に公共・公益性のある建築物の建築主等には理解協力を求めていく必要があります。

②住宅改修に関する相談体制の充実

障害者(児)の障害や生活形態にあった住宅改修を促進することが必要といえます。その際の改修の相談先について、改修のアドバイスや助成制度の情報提供個別ケースに対応できる具体的な指導等総合的な支援体制を整備することが課題です。

<目指すべき方向>

① 障害者（児）にやさしいまちづくり

障害のある人も無い人も、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン（※）に配慮した生活環境の整備を推進します。

このため、障害者（児）すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるように住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連動したバリアフリー環境の実現に努めます。

※ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

② 障害者の住宅改修

障害者（児）が、住み慣れた自宅で安全で快適に生活が営めるよう、住宅改修に対する助成制度の情報提供、相談、具体的な指導にいたるまで総合的な改修支援体制づくりを検討します。

また、地域で自立した生活を送るグループホーム等については、ニーズを踏まえながら整備の支援を検討します。

＜分野別施策の展開 その2＞

(2) 防災、防犯対策の充実

＜現状＞

平成10年に被災した那須災害は記憶に新しいものですが、毎年大きな災害が全国各地で発生して大切な生命や財産が失われています。

地域福祉計画に係る市民意識調査によると‘災害時や救急時における障害者(児)の安否確認、支援を行なうための体制はどのようなものが望ましいか’という質問に対して「行政、民生・児童委員、自治会、社会福祉協議会が連携してネットワークを構築して支援を行なう」が49.7%とほぼ半数を占めました。

災害時等の緊急時には、行政単独や自治会単独での支援では限界があり、既存の組織をネットワーク化させて総力での支援体制を整備する必要があると多くの市民が考えている状況にあります。

また、障害者福祉に関するニーズ調査によると‘災害の際の避難場所を知っていますか’という質問に対し「知らない」という回答が65.4%と半数を超えています。

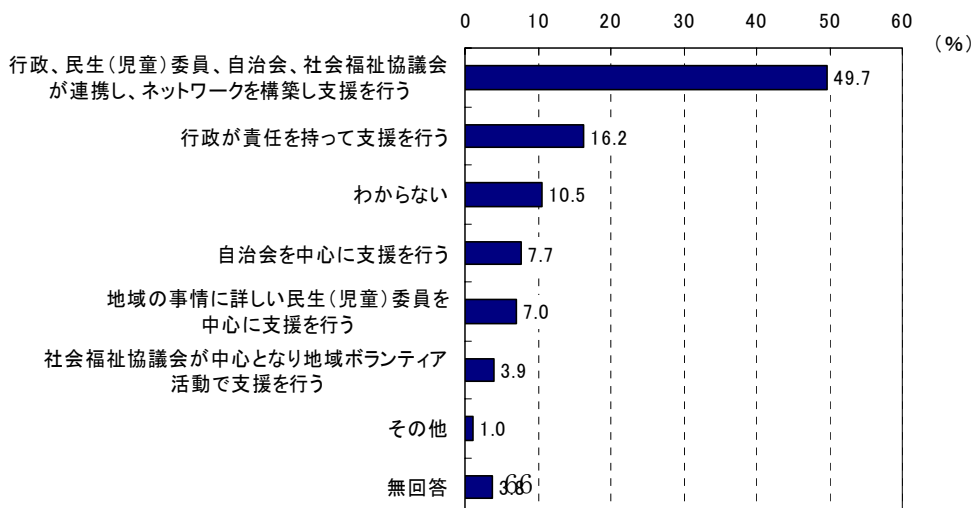
なお、近年は凶悪犯罪が多発しており、特に障害者の有無に限らず地域生活を営む上で大きな不安材料といえます。

那須塩原市地域福祉計画に係る市民意識調査 平成18年11月

災害時や緊急時の高齢者や障がい者の安否確認・支援によいもの (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	行政が責任を持って支援を行う	128	16.2
2	地域の事情に詳しい民生(児童)委員を中心に支援を行う	55	7
3	自治会を中心に支援を行う	61	7.7
4	社会福祉協議会が中心となり地域ボランティア活動で支援を行う	31	3.9
5	行政、民生(児童)委員、自治会、社会福祉協議会が連携し、ネットワークを構築し支援を行う	392	49.7
6	わからない	83	10.5
7	その他	8	1
	無回答	30	3.8
	サンプル数 (%ベース)	788	100

問25 災害時や緊急時の高齢者や障がい者の安否確認・支援によいもの (単数回答)
n=788



障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 災害の際の避難場所を知っていますか。

No.	カテゴリ	比率
1	知ってる	34.6%
2	知らない	65.4%

<課題>

障害者は、緊急時の連絡や災害時の避難が困難である場合もあり、防災対策や緊急時の連絡方法の確保については、重要な課題といえます。

このため、防災における市民の意識高揚を図り、地域の防災力を向上させる必要があるのはもちろんのこと、障害者(児)をはじめとする災害弱者に対して日常的な支援システムと連動した広域的な災害対策の検討が必要です。

特に災害時には行政と地域における既存組織が総力で支援していく必要がありますが、どのようなネットワークを構築していくかを地域ぐるみで検討していく必要があります。

さらに、防犯対策についても災害時と同じように日常的な防犯体制を地域ぐるみで検討することが課題です。

<目指すべき方向>

①防災・防犯ネットワーク体制の検討

地域における防災に関する広報活動の充実を図り、防災知識の普及・啓発に努めます。障害者(児)自らが事故等を未然に防ぐことも重要であり、障害者(児)の防災意識を向上させるため、防災に対する学習機会や啓発活動の強化に努めます。

なお、防災計画の見直し時には、障害者(児)等の災害弱者に対する防災対策の再点検を行なうとともに、行政、民生・児童委員、自治会、地域ボランティア等のネットワーク化のあり方を検討します。

また、防犯対策として地域における住民と交番による防犯ネットワークの確立に努め、障害者(児)に対する防犯知識の普及を促進します。

第 5 節 スポーツ・文化及び地域活動の推進

＜分野別施策の方向＞	スポーツ・文化及び地域活動の推進
＜分野別施策の展開＞	1) 障害者スポーツ、文化活動の充実 2) 各種地域活動への参加

＜分野別施策の展開 その 1＞

(1) 障害者スポーツ、文化活動の充実

＜現状＞

障害者（児）に対する支援は、公的な制度に基づく相談や介護等の日常生活領域を中心としたものというイメージがありますが、障害者（児）の社会参加を促す最も有効な手段のひとつとして考えられるのが、障害者スポーツや文化活動等への取り組みです。

身体障害者を対象としたスポーツ大会としては、毎年 9 月に、那須塩原市身体障害者福祉会、大田原市身体障害者福祉会、那須町身体障害者福祉会が共催で「那須地区身体障害者（児）スポーツ大会」を開催しており、本市民約 90 名が参加しております。

同じく 9 月に、栃木県等が主催する「栃木県障害者スポーツ大会」が開催され本市民は約 130 名の参加となります。

知的障害者を対象としたスポーツ大会としては、毎年 10 月に栃木県知的障害者育成会那須支部、那須塩原支部、大田原支部が主催する「那須地区ふれあいスポーツ大会」に本市民が参加しております。

文化活動としては、那須肢体不自由児協会、那須心身障害児父母の会の共催事業として「ふれあいの集い」を開催しています。

この事業は、在宅重度心身障害児や言語障害学級、知的障害学級、情緒障害学級在籍児童等とその保護者を対象とし、障害児等が歌やダンス等のアトラクションをお互いに発表して交流を深めるイベントです。

また、社会福祉協議会では市内に住む重度障害者を対象として県外に外出するレクリエーション事業「重度障害者レクリエーション事業」を実施しています。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査で「あなたが現在行っている活動はどれですか」という質問に対して「旅行」が 21.4%、「コンサート等の音楽鑑賞」が 17.9%、「スポーツ活動」が 11%という結果になりました。

「あなたが今後行ないたい活動はどれですか」という質問に対しては「旅行」が 25.6%、「趣味等のサークル活動」が 16.4%、「スポーツ活動」が 15.6%という結果になっています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 あなたが現在行っている活動はどれですか。

No.	カテゴリ	比率
1	スポーツ活動	11.0%
2	趣味などのサークル活動	9.7%
3	学習などのサークル活動	6.9%
4	地域の各種ボランティア活動	1.4%
5	旅行	21.4%
6	スポーツの観戦	2.1%
7	コンサートなどの音楽鑑賞	17.9%
8	映画館での映画鑑賞	6.2%
9	その他()	23.4%

障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 あなたが今後行いたい活動はどれですか。

No.	カテゴリ	比率
1	スポーツ活動	15.6%
2	趣味などのサークル活動	16.4%
3	学習などのサークル活動	6.9%
4	地域の各種ボランティア活動	3.1%
5	旅行	25.6%
6	スポーツの観戦	3.8%
7	コンサートなどの音楽鑑賞	14.9%
8	映画館での映画鑑賞	9.9%
9	その他()	3.8%

<課題>

障害者（児）が障害のない人と同じようにスポーツや文化活動を楽しむことができる機会を持つことは、障害者（児）の自立と社会参加を促進させるきっかけづくりとなります。

これからの障害者スポーツは、スポーツが生活をより豊かにするという視点にたって市内でスポーツを楽しめる機会の提供や障害者それぞれのレベルに応じてスポーツを楽しめる環境づくりを推進していく必要があります。

また、音楽を演奏したり、絵画を描いたりといった文化活動についての支援はほとんど行われていないというのが現状であり、何らかの取り組みを検討する必要があります。

<目指すべき方向>

①参加促進と支援体制の強化

障害のある人の自立と社会参加を促進し、障害のない人と同じようにスポーツや文化活動を楽しむことができる機会をもつということは非常に大切なことであり、障害のある人の健康増進と生きがいの創造に向けてスポーツ、レクリエーション、文化活動への参加を促進します。

また、社会参加を推進するにあたって、障害のある人を支える社会資源の充実を図ります。

具体的な施策としては、まず、現在実施されている「那須地区身体障害者（児）スポーツ大会」、「栃木県障害者スポーツ大会」、「那須地区ふれあいスポーツ大会」「ふれあいの集い」といった障害者スポーツ、文化活動の参加を促進します。

また、障害者（児）がそれぞれのレベルに応じてスポーツ、文化活動を楽しむには、これを支援するボランティアや指導者等が必要になりますので、こうした支援体制を整備していきます。

＜分野別施策の展開 その2＞

(2) 各種地域活動への参加

＜現状と課題＞

近年、障害者（児）が一般の大会やイベントに参加することは、増えてきているとはいえ、障害者（児）全体から考えるとまだまだ少数であるといえます。

障害者（児）に対象を限定した各種大会やイベントに参加するだけでなく、一歩進んだ障害者（児）の社会参加を実現させるためには、一般の各種大会やイベント等への積極的な参加を推進する必要があります。

そのためには、地域で開催されるイベント等の主催者に、障害の枠を超えた企画立案等の認識を促していくことが重要といえます。

また、障害者（児）がみずから地域イベント等を企画し開催していくことも今後の課題として望まれます。

＜目指すべき方向＞

①参加促進と支援体制の強化

市主催の各種行事、各種イベントや子ども会、地域ボランティア活動、まつり等の地域行事に障害のある人の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。

また、障害のある人自身が各種イベントの企画・立案に参画できる体制の構築を図ります。

第 6 節 情報・コミュニケーション体制の充実

＜分野別施策の方向＞ 情報・コミュニケーション体制の充実

＜分野別施策の展開＞ 障害特性に応じた適正な情報提供の推進

＜分野別施策の展開＞

(1) 障害特性に応じた適正な情報提供の推進

＜現状＞

現在、IT（情報通信技術）の進展に伴って様々な情報伝達手段が普及しております。但し、障害者福祉に関するニーズ調査によると、パソコンを使用している障害者(児)は9.5%と少なく、日常生活にインターネット又は電子メールのどちらも活用していない障害者(児)は71.9%と、ほとんどの障害者(児)が使用していない状況にあります。

また、本市における平成17年現在の身体障害者手帳交付者のうち、視覚障害者が377人、聴覚障害者が376人になりますが、視覚障害や聴覚障害のある人は点字や手話通訳等の情報伝達支援を活用しています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 あなたが現在使用している機器はどれですか。

No.	カテゴリ	比率
1	家の電話	53.6%
2	携帯電話	23.4%
3	ファックス	7.1%
4	パソコン	9.5%
5	その他()	6.3%

障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 あなたは現在インターネット又は電子メールを利用していますか。

No.	カテゴリ	比率
2	電子メールを利用	6.9%
3	どちらも利用していない	71.9%
4	経済的理由で利用しない	5.9%
5	難しいので利用しない	15.3%

<課題>

市広報誌やホームページだけではなく、多様なメディアを活用した障害者(児)への情報提供を推進する必要があります。

また、視覚障害や聴覚障害のある人が情報格差によって不利益を被らないように障害の特性に応じた情報の提供を検討することが課題といえます。

<目指すべき方向>

①視覚及び聴覚障害のある人に対するコミュニケーション手段の充実

障害者(児)が地域であたりまえに生活できるように、障害者福祉サービス等に関する情報の提供とともに、特に情報障害者といわれる視覚障害や聴覚障害のある人に対する情報・コミュニケーション手段を確保します。具体的には、視聴覚障害者に対する各種講習会の開催や視覚障害者を対象とした声の広報などを推進します。

また、地域での障害者の生活を安全なものにするため、障害の種類や程度等、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな情報・コミュニケーション手段の確保に努めます。

障害者福祉に関するニーズ調査の結果にもありましたように、本市における障害者(児)は、インターネット又は電子メールはほとんど使用されていないことから障害種別に応じた各種パンフレットの送付、説明会、相談会等の実施やIT機器の普及も目指します。

第 7 節 保健・医療体制の充実

<分野別施策の方向>	保健・医療体制の充実
<分野別施策の展開>	(1) 障害の予防・早期発見及び医療体制の充実 (2) リハビリテーション体制の充実

<分野別施策の展開 その 1 >

(1) 障害の予防・早期発見及び医療体制の充実

<現状>

本市では、妊婦に対する「母親学級」や乳幼児を対象として4ヵ月、10ヵ月、1歳6ヵ月、2歳児、3歳児に対し、健診・相談等を実施しており、乳幼児の成長に伴う発達のチェックや保健師による育児に関する指導等を実施しております。

成人についても生活習慣（栄養・運動・休養）の改善等の健康づくり教室や健康相談、さらに健康診査及び各種がん検診を実施しています。

これらの健診や相談は、障害の予防及び早期発見や早期治療という意味で重要な役割を担っています。

また、難病患者に対しては、県の特定疾患医療給付制度により保険診療自己負担分の一部助成を行っています。市の事業としては特定疾患見舞金として月額3千円を支給しております。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査によると、現在、病気や障害によって常時、医療的ケアが必要な障害者(児)は17.8%、定期的に医療的ケアを必要とする障害者(児)は44.7%と高い割合を占めております。

さらに、同じく障害者福祉に関するニーズ調査では「医療を受ける際にあなたが必要と考える支援制度は何ですか」という質問に対しては「医療費の助成制度」という回答が49.7%と約半数を占めています。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 現在、病気や障害等で医療を受けていますか。

No.		比率
1	常時、医療的ケアが必要	17.8%
2	定期的に医療的ケアが必要	44.7%
3	必要に応じて医療ケアが必要	37.6%

障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 医療を受ける際にあなたが必要と考える支援制度はどれですか。

No.	カテゴリ	比率
1	通院の際の移動手段	19.9%
2	診察時の手話通訳(聴覚障害者)	1.6%
3	ガイドヘルパー制度(視覚障害者)	1.9%
4	医療費の助成制度	49.7%
5	リハビリテーション医療サービス	16.7%
6	保健センター等での各種相談	8.0%
7	その他()	2.2%

<課題>

障害の発生予防・早期発見を図るためには、障害の原因となる疾病等を予防するための健康教育や健康相談の充実、さらに障害の早期発見を目的とした健康診査の受診率を一層高めることが必要です。

また、市民に対し、障害の原因となる生活習慣病の予防や健康診査の重要性について意識啓発に努めていく必要があります。また、検診後の生活習慣改善指導等、事後指導の充実を図っていくことが必要です。

難病対策については、県北健康福祉センターと連携を図って難病患者に対する相談、保健指導等を行っていますが、さらに難病患者やその家族への支援を図ることが求められています。

<目指すべき方向>

①保健・医療・福祉の連携による相談体制の構築

障害の原因となる疾患の予防や異常の早期発見、早期治療につながる健康診査は、重要な役割を果たすことから、今後とも引き続き健康診査未受診者、未受診児が無くなるよう、健康診査に関する啓発広報活動を強化し、受診率の向上を図ります。

また、障害等の“早期発見”、“早期治療・早期療育”、“リハビリテーションの実施”、“福祉サービスの提供”など、一連の対応を適切・効果的に進めるため、各種健康診査後の事後指導の一層の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を深め、総合的な相談・指導体制を継続的に推進します。

さらに、妊産婦・母子や中高年齢層を中心とした、障害の発生予防、健康づくりに関する各種講座、保健師による訪問指導等、健康教育の充実を図り、生活習慣病等の指導、健康管理意識の向上、疾病の予防、知識の普及等に努めます。

なお、難病患者の療養生活を支援するために保健・医療・福祉サービスの充実に努めるとともに関係機関の連携を図り、きめ細かな支援体制の整備に努めます。

＜分野別施策の展開 その2＞

(2) リハビリテーション体制の充実

＜現状＞

障害者(児)の自立と社会参加を支援するため、一人ひとりの状態に応じた機能水準を達成することを目的としてリハビリテーションが実施されています。

本市の障害者(児)に対する保健・医療のリハビリテーション体制は、地域の身近な医療機関、市外の大学病院、国立・県立のリハビリテーション機関等多岐にわたっております。

＜課題＞

リハビリテーションは、個人の障害の程度に合わせ、地域社会で自立した生活を送り、社会復帰できるようになるまで、障害発見の早期から一貫して受けられる体制づくりが必要です。

したがって、乳幼児期から学齢期、成人期にわたっての地域の保健・医療・リハビリテーションの充実を図るため、県北健康福祉センター、保健センター、福祉事務所、医療機関などの連携を深めながら、各機関の情報を収集・整理・蓄積し、利用者の利便性を高める情報提供を行うとともに、一貫したネットワークの体制を整備する必要があります。

＜目指すべき方向＞

①全ライフステージにおけるサービスの提供

身体的、精神的、社会的な適応能力の回復という技術的なことにとどまらず、障害者の自立自助を援助し、医学的、心理学的及び社会的な総合的対応として全ライフステージにおいてきめ細やかにサービスが提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念を実現します。

このため、乳幼児期から学齢期、成人期にわたっての地域の保健・医療・リハビリテーションの充実を図るため、県北健康福祉センター、保健センター、福祉事務所、医療機関などの連携を深めながら、各機関の情報を収集・整理・蓄積し、利用者の利便性を高める情報提供を行うとともに、一貫したネットワークの体制の整備を検討していきます。

第 8 節 啓発・広報活動の充実

<分野別施策の方向>	啓発・広報活動の充実
<分野別施策の展開>	(1) 啓発・広報普及活動の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) ボランティア活動の推進

<分野別施策の展開 その 1 >

(1) 啓発・広報普及活動の推進

<現状>

本市では、「広報なすしおばら」やパンフレット等を活用して、障害者（児）に関する制度やイベント等あらゆる情報を発信しています。

また、那須塩原市社会福祉協議会でも「社協だより」や各種福祉講座等を通じて啓発広報活動を行なっております。

但し、障害者（児）が障害のない人とともに暮らしていくためには、さらなる啓発・広報活動が必要といえます。

なお、障害者福祉に関するニーズ調査で‘あなたは障害者（児）に対する福祉サービスの情報を主に何から得ていますか’という質問に対して「学校・知人・家族等」が 26.7%、「友人・知人・家族等」が 20.2%、行政からの情報発信手法である「広報なすしおばら」が 17%、「福祉事務所等の行政機関」が 15.2%となっています。

さらに、「インターネット」が 1.6%とあまり活用されていないことが分かります。

同じく、障害者福祉に関するニーズ調査で‘あなたが現在得ている障害者（児）に対する福祉サービスの情報の満足度はどうですか’という質問に対して「情報が足りなく不満である」が 27.7%、「情報を伝える方法が悪いので不満である」が 12.9%であり、2つあわせると 40.6%と高い割合を示しています。

「障害者福祉に関するニーズ調査」 平成18年12月

問 あなたは福祉サービスの情報を主にどこから得ていますか。

No.	カテゴリ	比率
1	広報なすしおばら	17.0%
2	テレビ・ラジオ・新聞	8.0%
3	福祉事務所等の行政機関	15.2%
4	障害者団体	9.0%
5	友人・知人・家族等	20.2%
6	学校・職場・施設	26.7%
7	インターネット	1.6%
8	その他()	2.3%

「障害者福祉に関するニーズ調査」 平成18年12月

問 福祉サービスの情報の満足度はどうですか。

No.	カテゴリ	比率
1	充分、満足している	3.6%
2	満足している	10.4%
3	普通	45.4%
4	情報が足りなく、不満である	27.7%
5	情報を伝える方法が悪いので不満である	12.9%

<課題>

障害のある人が社会の一員として、地域の人たちとともに暮らしていく共生社会を推進していくためには、障害のある人に対する各種施策を実施するだけでなく、市民一人ひとりが理解を深め、偏見・差別といったことを解決していかなければならないといえます。

そして、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の理念の普及を図るとともに、地域社会全体で支援する体制の確立を図ることが必要です。

また、障害者（児）に提供する福祉サービス情報の質と提供方法を検討させる必要があります。

<目指すべき方向>

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者（児）に関する市民の相互理解を促進するため、幅広い市民の参加による啓発活動を強力に推進します。

①市広報、ホームページを活用した普及・啓発活動

市広報や市ホームページを積極的に活用して、ノーマライゼーションの普及啓発活動に努めます。その際に、単なる情報提供ということにとどまらず、より市民が関心を持てるように、また、わかりやすく即役立つような内容となるよう創意工夫に努めます。

②障害者（児）に対する理解促進

市民に広く障害者福祉についての関心と理解を深めていくために「障害者週間」(※)等を活用して障害者問題に関する啓発活動に努めます。

※障害者週間：障害者基本法において、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、12月3日から12月9日の1週間を「障害者週間」と定めている。

＜分野別施策の展開 その2＞

(2) 福祉教育の推進

＜現状＞

那須塩原市地域福祉計画に係る市民意識調査によると、地域における福祉を推進するために今後必要と思われるものとして、45.9%の人が学校教育や生涯教育での福祉教育の充実を選択しており、市民の福祉教育に対する関心の高さがうかがえます。

この福祉教育は、地域において障害者(児)と障害のない人がともに生活していくことの大切さやお互いの人権を尊重すること等を学ぶうえで、重要な役割をもっています。

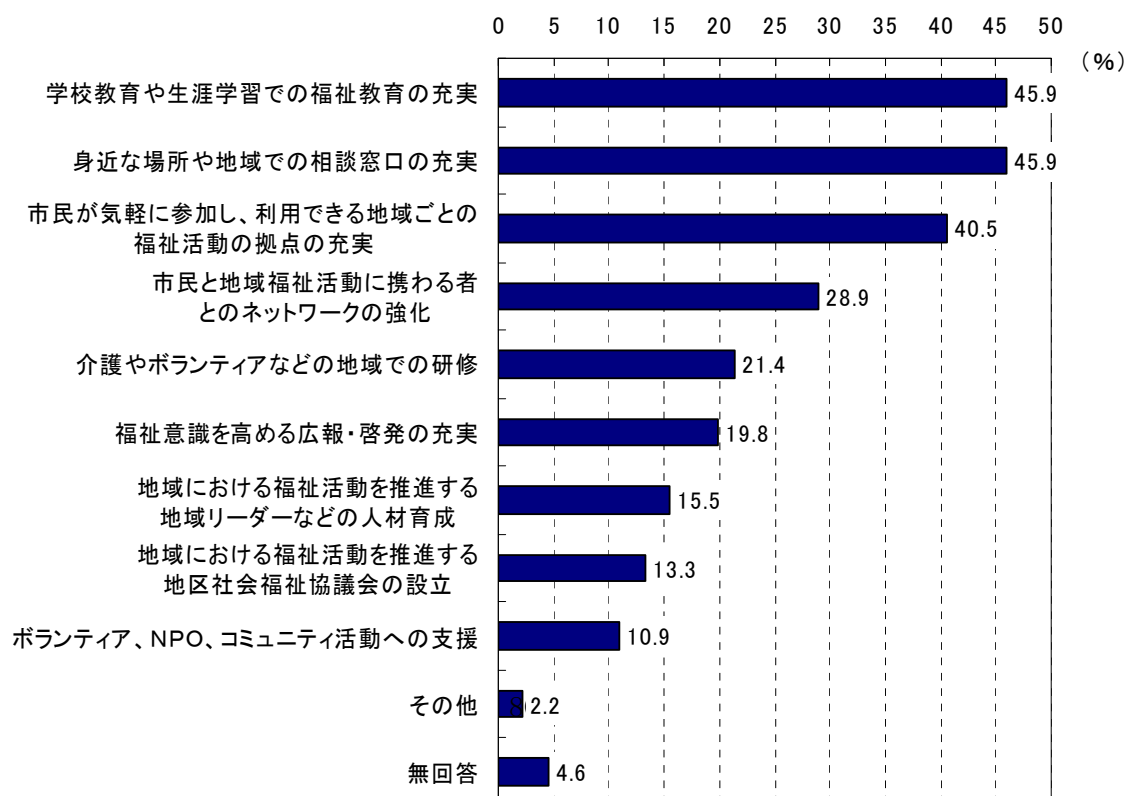
また、民生・児童委員を中心とした地域福祉の担い手を対象に福祉教育の重要性を理解認識してもらうことを目的として研修会等を実施しております。

那須塩原市地域福祉計画に係る市民意識調査 平成18年11月

地域における福祉を推進するために

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	学校教育や生涯学習での福祉教育の充実	362	45.9
2	福祉意識を高める広報・啓発の充実	156	19.8
3	介護やボランティアなどの地域での研修	169	21.4
4	身近な場所や地域での相談窓口の充実	362	45.9
5	市民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点の充実	319	40.5
6	地域における福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材育成	122	15.5
7	ボランティア、NPO、コミュニティ活動への支援	86	10.9
8	地域における福祉活動を推進する地区社会福祉協議会の設立	105	13.3
9	市民と地域福祉活動に携わる者とのネットワークの強化	228	28.9
10	その他	17	2.2
	無回答	36	4.6
	サンプル数 (%ベース)	788	100

問27 地域における福祉を推進するために（複数回答） n=788



<課題>

就学前の児童に対し、保育園等で障害者（児）との交流活動をとおして障害者（児）に対する偏見が生じないように幼少時代からの福祉教育を推進する必要があります。

さらに、小学校からの学校教育のなかで、小学校、中学校、高等学校と発達段階に応じた福祉教育を質量とも充実させていくことが重要です。

また、学校教育だけではなく生涯学習を通じて、子どもから大人まであらゆる世代に対して障害福祉に対する学習の機会を提供する必要があります。

<目指すべき方向>

①就学前教育及び学校教育における福祉教育の推進

保育園等における就学前教育や小・中学校等における学校教育をとおして障害者（児）に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進いたします。

②生涯学習を活用した福祉教育の推進

生涯学習の一環として、社会福祉協議会が中心となって交流事業や広報啓発活動を実施することによって、子どもから大人まであらゆる世代に対する福祉教育を行ないます。

③民生委員・児童委員等による地域独自の福祉教育の推進

民生委員・児童委員等に対する障害者（児）に関する研修や情報提供を充実させることによって、将来的にはそれぞれの地域にあった福祉教育の実現を目指します。

＜分野別施策の展開 その3＞

(3) ボランティア活動の推進

＜現状＞

那須塩原市における一世帯あたりの人員は平成12年で2.9人、平成17年では2.7人と年々減少傾向にあり、核家族化が進んでおります。

こうしたなか、障害者（児）が地域で自立した生活をしていくためには、これを支援するボランティア活動が必要不可欠となります。

本市では、社会福祉協議会やボランティア連絡協議会による障害者（児）に対する様々なボランティア活動が行なわれています。

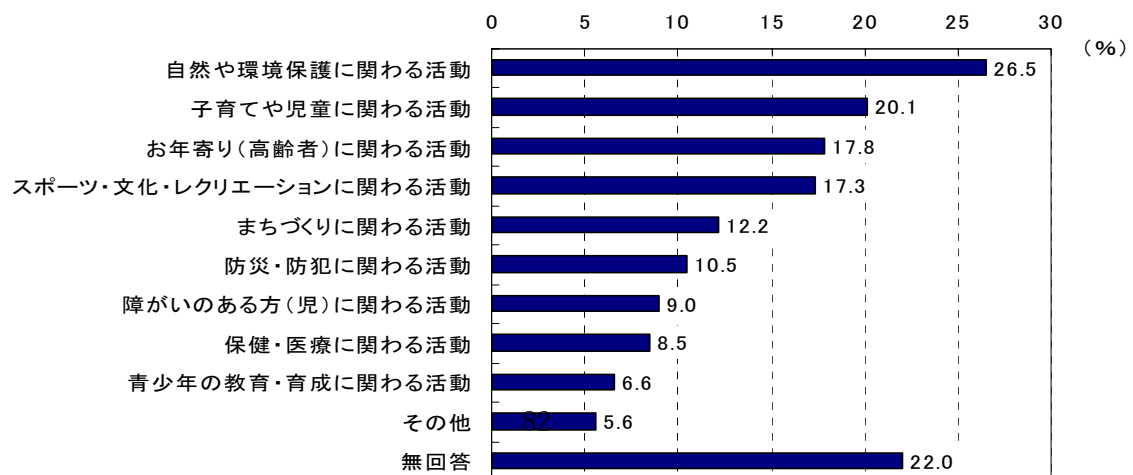
但し、市民のボランティア活動に対する関心は次第に広まってきているものの、地域福祉計画に関する市民意識調査によると、‘あなたはどのようなボランティア活動をしています（していました）か。または参加したいですか’という質問に対して「障害のある方（児）に関わるボランティア活動」と回答した方は全体の9%と少なく、障害者（児）に関するボランティア活動に対する市民の関心は未だ低いものといえます。

那須塩原市地域福祉計画に係る市民意識調査 平成18年11月

ボランティアの活動経験・活動意欲 (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	お年寄り（高齢者）に関わる活動	140	17.8
2	障がいのある方（児）に関わる活動	71	9
3	子育てや児童に関わる活動	158	20.1
4	保健・医療に関わる活動	67	8.5
5	青少年の教育・育成に関わる活動	52	6.6
6	スポーツ・文化・レクリエーションに関わる活動	136	17.3
7	自然や環境保護に関わる活動	209	26.5
8	まちづくりに関わる活動	96	12.2
9	防災・防犯に関わる活動	83	10.5
10	その他	44	5.6
	無回答	173	22
	サンプル数 (%ベース)	788	100

問20 ボランティアの活動経験・活動意欲（複数回答） n=788



<課題>

障害者（児）に対するニーズ調査によると、‘あなたは、今後どこでどのように生活したいですか’という問いに対して、「単身で生活」「自宅で家族の世話を受けながら生活」「自宅でホームヘルパーを活用して生活」「自宅で施設通所しながら生活」を合わせて75.3%を占めており、多くの障害者（児）が住み慣れた家での生活を望んでおります。

こうしたことから市民の障害者に対するボランティア活動の必要性が高まり、ボランティアに対するニーズも多様になってくるものと思われまます。

障害者（児）が、学校、職場、地域などあらゆる場面で共に生活していくことを支える為に、行政サービスの他に市民や事業所等によるボランティア活動の充実を図るため、各種奉仕員の養成やボランティア活動を行なう民間団体に対する支援を強化する必要があります。

障害者福祉に関するニーズ調査 平成18年12月

問 あなたは、今後どこでどのように生活したいですか。

No.	カテゴリ	比率
1	単身で生活	9.1%
2	自宅で家族の世話を受けて生活	25.4%
3	自宅でホームヘルパー等を活用して生活	4.9%
4	自宅で施設通所しながら生活	35.9%
5	障害を持つ人との共同生活	11.8%
6	施設入所	9.8%
7	その他()	3.1%

<目指すべき方向>

児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

①ボランティアに参加しやすい環境の整備

障害者(児)の日常生活を支援する活動は多岐にわたり、特にボランティアの意識を持たなくとも様々な支援活動を行なっている市民も多いことから日常的な係わりあいのなかで、障害者(児)も含めて多くの市民が各々のボランティア活動に参加しやすくなるような支援に努めます。

②専門ボランティアの育成・確保

社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会等によるボランティア養成講座を開催し、ボランティアの養成・確保に努めます。

専門的な資格を取得していなくとも比較的専門性の高いボランティアとして活動できるような手話通訳、点訳、朗読、外出介助を行なうボランティアや障害者スポーツ指導員等の育成確保に努めます。

③学校を通じてのボランティア活動の推進

児童・生徒がより気軽にボランティア活動に参加できるよう、学校をとおしてボランティア活動への協力を要請します。障害者(児)との交流によって福祉教育にもつながることから今後の積極的な取り組みに努めます。

④民生委員・児童委員への協力依頼

地域福祉活動を推進するにあたって中心的な役割を担っている民生委員・児童委員に対して、地域でのボランティア活動がより活発に行なわれ、より多くの市民が参加できるように活動に関する様々な支援を要請していきます。